

岡山市有料老人ホーム設置運営手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）に基づき、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けているものを除く。以下同じ。）を設置する者（以下「設置者」という。）が行う手続等について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 この要綱の対象者である設置者は、次に掲げる者とする。

- (1) 岡山市内に有料老人ホームを設置し、又は運営しようとする者
- (2) 既に、岡山市内に有料老人ホームを設置し、又は運営している者（法第29条第1項の規定による有料老人ホーム設置届（以下「設置届」という。）の提出を行っていない者を含む。）

(届出対象施設)

第3条 法第29条第1項の定義に該当する施設の設置者は、設置主体、設置形態又は施設名称の如何を問わず、この要綱を遵守しなければならない。

(事前協議)

第4条 第2条第1号に定める者は、有料老人ホームの設置について、あらかじめ岡山市長（以下「市長」という。）と協議（以下「事前協議」という。）しなければならない。

- 2 事前協議は、都市計画法による開発許可若しくは建築許可申請前又は開発許可対象外の場合については建築基準法による建築確認申請前に、「岡山市有料老人ホーム設置事前協議申出書」（様式第1号）及び添付資料により行うものとする。
- 3 事前協議は、設置者が行うものとし、設計事務所、コンサルティング会社等の設置者でない者のみとの協議は行わない。
- 4 設置者が作成する事前協議に関する資料は、介護付有料老人ホームの設置を行おうとする場合、本市介護保険事業計画と整合していなければならない。
- 5 設置者は、設備、運営等を計画する際、指針に適合させなければならない。
- 6 市長は、事前協議に係る計画が指針に適合していないと認めるときは、設置者に対し計画の補正を指導する。
- 7 市長は、事前協議が終了したときは、「岡山市有料老人ホーム設置事前協議の終了について（通知）」（様式第2号）により設置者に通知する。

(設置届等)

第5条 設置者は、この要綱に定める手続等を遵守し、建築確認後、速やかに、設置届を市長に提出しなければならない。

- 2 設置者は、前項の規定による届出の事項に変更が生じた場合には、変更の日から1月以内に、法第29条第2項の規定による変更届を市長に提出しなければならない。
- 3 設置者は、有料老人ホームの事業を廃止又は休止しようとする場合には、その廃止又は休止の日の1月前までに、法第29条第3項の規定による廃止届又は休止届を市長に提出しなければならない。

(定時報告等)

第6条 設置者は、老人福祉法第29条第11項に基づき、毎年7月末日までに、次の各号に定める事

項について、それぞれ当該各号に定める様式により、市長に報告しなければならない。

(1)「岡山市有料老人ホーム経営状況等報告書」(様式第3号)による有料老人ホームの経営状況等

(2)「岡山市有料老人ホーム施設等現況報告書」(様式第4号)による有料老人ホームの施設に関する
現況等

2 設置者は、少なくとも3年ごとに事業収支計画を見直し、その結果財務諸表との乖離が生ずるおそれがある場合には、その原因、対処方針等を市長に報告するものとする。

この場合において、当該報告は、前項第1号によることとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。